

全国人大常委会
关于修改《中华人民共和国劳动合同法》的决定

『中華人民共和國勞働契約法』の改正に関する
全国人民代表大会常務委員会の決定

第十一届全国人民代表大会常务委员会第三十次会议决定对《中华人民共和国劳动合同法》作如下修改：

第11期全国人民代表大会常務委員会第30回會議は、『中華人民共和國勞働契約法』を以下のとおり改正することを決定した。

一、将第五十七条修改为：
“经营劳务派遣业务应当具备下列条件：

一、第57条を以下の通り改正する。

- (一) 注册资本不得少于人民币二百万元；
- (二) 有与开展业务相适应的固定的经营场所和设施；
- (三) 有符合法律、行政法规规定的劳务派遣管理制度；
- (四) 法律、行政法规规定的其他条件。

「勞務派遣業務を經營する場合、以下の条件を具備しなければならない。

- (一) 登録資本金は、人民幣200万元を下回らないこと。
- (二) 業務を行うに適した固定された經營場所及び施設を有すること。
- (三) 法律、行政法規に規定された勞務派遣管理制度を構築していること。
- (四) その他法律、行政法規に規定されている条件。

经营劳务派遣业务，应当向劳动行政部门依法申请行政许可；经许可的，依法办理相应的公司登记。未经许可，任何单位和个人不得经营劳务派遣业务。”

勞務派遣業務を經營する場合には、労働行政部門にて法により行政許可を申請し、許可を経たのち、法により相応の会社登記手続きを行わなければならない。許可を経ない場合、如何なる事業者及び個人も勞務派遣業務を經營してはならない。」

二、将第六十三条修改为：“被派遣劳动者享有与用工单位的劳动者同工同酬的权利。用工单位应当按照同工同酬原则，对被派遣劳动者与本单位同类岗位的劳动者实行相同的劳动报酬分配办法。用工单位无同类岗位劳动者的，参照用工单位所在地相同或者相近岗位劳动者的劳动报酬确定。

二、第63条を以下の通り改正する。

「派遣労働者は派遣先の労働者と「同工同酬(同一労働、同一賃金)」を享受する権利を有する。派遣先は、同工同酬を原則として、派遣労働者に対し、本使用者の同種の職位にある労働者との同一の労働報酬分配方法を実行する。派遣先に同種の職位にある労働者がいない場合は、派遣先所在地と同一又は近接する職位にある労働者の労働報酬を参照して確定する。

劳务派遣单位与被派遣劳动者订立的劳动合同和与用工单位订立的劳务派遣协议，载明或者约定的向被派遣劳动者支付的劳动报酬应当符合前款规定。”

勞務派遣機關と派遣労働者が締結した労働契約及び派遣先と締結した勞務派遣協議書に明記又は約定されている派遣労働者へ支給する労働報酬は、前項の規定に合致しなければならない。」

三、将第六十六条修改为：“劳动合同用工是我国的企业基本用工形式。劳务派遣用工是补充形式，只能在临时性、辅助性或者替代性的工作岗位上实施。

三、第66条を以下の通り改正する。

「労働契約による雇用は、我が国の企業が採用する基本的な雇用形式である。労働派遣による雇用は補足的な形式であり、臨時的、補助的又は代替的な業務職位に限り実施することができる。

前款规定的临时性工作岗位是指存续时间不超过六个月的工作岗位；辅助性工作岗位是指为主营业务岗位提供服务的非主营业务岗位；替代性工作岗位是指用工单位的劳动者因脱产学习、休假等原因无法工作的一定期间内，可以由其他劳动者替代工作的岗位。

前項に規定する臨時的業務職位とは、継続的に勤務する期間が6ヶ月を超えない職位を指す。補助的業務職位とは、主要業務を行う職位にサービスを提供する非主要業務を担当する職位を指す。代替的業務職位とは、派遣先の労働者が休職して研修を受けたり、休暇を取得する等の理由で勤務できない一定の期間に他の労働者が代替可能な業務を行う職位を指す。

用工单位应当严格控制劳务派遣用工数量，不得超过其用工总量的一定比例，具体比例由国务院劳动行政部门规定。”

派遣先は、勞務派遣により雇用する労働者の数を厳しく管理し、雇用する労働者の総数の一定割合を超えてはならないものとし、具体的な割合については國務院労働行政部門が規定する。」

四、将第九十二条修改为：“违反本法规定，未经许可，擅自经营劳务派遣业务的，由劳动行政部门责令停止违法行为，没收违法所得，并处违法所得一倍以上五倍以下的罚款；没有违法所得的，可以处五万元以下的罚款。

四、第92条を以下の通り改正する。

「本法の規定に違反し、許可を経ずに、みだりに勞務派遣業務を經營した場合、労働行政部門は違法行為の停止を命じ、違法所得を没収し、なお且つ違法所得の1倍以上5倍以下の科料に処す。違法所得がない場合、5万元以下の科料に処すことができる。

劳务派遣单位、用工单位违反本法有关劳务派遣规定的，由劳动行政部门责令限期改正；逾期不改正的，以每人五千元以上一万元以下的标准处以罚款，对劳务派遣单位，吊销其劳务派遣业务经营许可证。用工单位给被派遣劳动者造成损害的，劳务派遣单位与用工单位承担连带赔偿责任。”

勞務派遣機關、派遣先が本法の勞務派遣に関する規定に違反した場合、労働行政部門より期限を定めて是正を命じる。期限を過ぎてても是正しない場合は、一人当たり5千元以上1万元以下の基準で科料を科し、勞務派遣機關に対しては、その勞務派遣業務經營許可証を取り消す。派遣先が派遣労働者

2012年12月29日 大地法律事務所(訳)
に損害を与えた場合、労務派遣機関及び派遣先が連帯賠償責任を負う。」

本決定自2013年7月1日起施行。

本決定公布前已依法订立的劳动合同和劳务派遣协议继续履行至期限届满，但是劳动合同和劳务派遣协议的内容不符合本决定关于按照同工同酬原则实行相同的劳动报酬分配办法的规定的，应当依照本决定进行调整；本决定施行前经营劳务派遣业务的单位，应当在本决定施行之日起一年内依法取得行政许可并办理公司变更登记，方可经营新的劳务派遣业务。具体办法由国务院劳动行政部门会同国务院有关部门规定。

《中华人民共和国劳动合同法》根据本决定作相应修改，重新公布。

本決定は、2013年7月1日より施行する。

本決定の公布前に法により締結された労働契約及び労務派遣協議書は、期限が満了するまで引き続き履行するものとする。但し、労働契約及び労務派遣協議書の内容が本決定の同工同酬の原則に基づき同一の労働報酬分配方法を採用することに関する規定に合致しない場合、本決定に基づいて調整しなければならない。本決定施行前より労働派遣業務を経営する事業者は、本決定施行日より1年以内に法により行政許可を取得し、会社の変更登記を行うことで、はじめて労務派遣業務を経営することができる。具体的な弁法については、国务院労働行政部門が国务院の関連部門と共同で規定する。

『中華人民共和國労働契約法』は、本決定に基づいて相応の改正を加え、改めて公布する。